

政令番号153 テトラメリン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和2年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農業	農業用以外殺虫剤	その他	
1	北海道						4.8E+2		480.6
2	青森県						1.8E+2		182.2
3	岩手県						1.9E+2		185.7
4	宮城県						3.6E+2		360.7
5	秋田県						1.8E+2		179.6
6	山形県						2.0E+2		197.4
7	福島県						3.6E+2		358.5
8	茨城県						6.4E+2		638.0
9	栃木県						2.7E+2		269.2
10	群馬県						5.1E+2		508.7
11	埼玉県						1.9E+3		1,864.7
12	千葉県						1.4E+3		1,404.8
13	東京都						4.2E+3		4,189.7
14	神奈川県						2.5E+3		2,548.5
15	新潟県						4.8E+2		483.8
16	富山県						2.3E+2		232.0
17	石川県						2.6E+2		257.9
18	福井県						1.8E+2		176.0
19	山梨県						1.9E+2		190.4
20	長野県						4.3E+2		429.8
21	岐阜県						5.3E+2		526.0
22	静岡県						9.3E+2		931.4
23	愛知県						2.2E+3		2,186.5
24	三重県						5.2E+2		517.5
25	滋賀県						3.4E+2		342.6
26	京都府						7.7E+2		769.2
27	大阪府						3.0E+3		2,969.1
28	兵庫県						1.6E+3		1,600.7
29	奈良県						4.1E+2		412.5
30	和歌山県						2.7E+2		268.8
31	鳥取県						1.3E+2		133.0
32	島根県						1.5E+2		151.3
33	岡山県						5.6E+2		555.8
34	広島県						8.5E+2		852.3
35	山口県						3.9E+2		394.3
36	徳島県						2.2E+2		222.6
37	香川県						2.9E+2		287.5
38	愛媛県						4.4E+2		443.2
39	高知県						2.0E+2		204.7
40	福岡県						1.6E+3		1,592.3
41	佐賀県						2.5E+2		247.7
42	長崎県						3.8E+2		379.0
43	熊本県						5.6E+2		562.5
44	大分県						3.8E+2		381.8
45	宮崎県						3.6E+2		356.1
46	鹿児島県						5.7E+2		568.1
47	沖縄県						6.7E+2		667.1
	全国						3.4E+4		33,661.7